

県民意見整理台帳(案)

かながわ子ども・若者支援指針(改定素案)への提出意見及びこれに対する県の考え方

(1) 意見提出件数 81件 (個人16名、団体4団体)

(2) 意見内容の分類

意見区分	件数	主な意見
1 名称変更に関する意見	6	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年」を「子ども・若者」にすることは賛成。 ・「育成」をとることについては、違和感を感じる・残した方がよい。
2 指針の位置づけ、対象に関する意見	5	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳も対象にしたことは良い。 ・他の関連計画との体系的な記載があると良い。
3 子ども・若者をとりまく状況に関する意見	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーのデータを入れてほしい。
4 基本目標Ⅰに関する意見	6	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの将来を健全で楽しいものにしてほしい。 ・遊びや体験学習の取組に関して、参加者が少ないなどの理由で予算を削減しないでほしい。
5 基本目標Ⅱに関する意見	39	<ul style="list-style-type: none"> ・支援については、他の関係部署など横断的に対応すべき。 ・アウトリーチ支援についても検討してはどうか。 ・ひとり親支援についても記載すべき。
6 基本目標Ⅲに関する意見	11	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ依存症となっている子ども・若者への支援を強化すべき。 ・ネット空間での安心安全な居場所の創出も必要ではないか。
7 取組の推進に関する意見	1	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見表明や政策立案への参加機会について記載すべき。
8 指針全体に関する意見	5	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ県が直営でかかわってほしい。 ・支援者への負担に対する県の支援を明確にすべき。
9 その他(質問・感想等)	7	<ul style="list-style-type: none"> ・形だけではなく心が動くようお願いしたい。 ・すべての子どもが健康診断を受診できる仕組みを作ってほしい。
合計	81	

(3) 意見の反映状況

反映区分	件数
A 指針改定案に反映しました。 (ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。)	45
B 指針改定案に反映しませんが、ご意見にあった施策は既に取り組んでいます。	13
C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	17
D 指針改定案に反映できません。	2
E その他(質問・感想など)	4
合計	81

募集期間

令和4年10月21日(金)～令和4年11月21日(月)

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課

「かながわ子ども・若者支援指針」改定素案に関する県民意見及び意見に対する県の考え

意見区分	コード
名称変更に関する意見	1
指針の位置づけ、対象に関する意見	2
子ども・若者をとりまく状況に関する意見	3
基本目標Ⅰに関する意見	4
基本目標Ⅱに関する意見	5
基本目標Ⅲに関する意見	6
取組みの推進に関する意見	7
指針全体に関する意見	8
その他(質問・感想等)	9

反映区分	コード
指針改定案に反映しました。(ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。)	A
指針改定案には反映しませんが、ご意見にあった施策は既に取り組みんでいます。	B
ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	C
指針改定案に反映できません。	D
その他(質問・感想など)	E

※複数に該当する場合はAから順に優先

通番	提案者	施策の方向 施策の展開	意見 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
1	7	名称	1	「青少年」を「子ども・若者」に変更することは賛成。 ただ、「育成・支援」を「支援」に変更することは違和感がある。子どもに対しては、発達段階から考えても「育成」という視点が不可欠だと思う。実際に後述の視差の方向性をみても「育成」という視点に立つ取組が多々ある。	A	1 指針改定の経緯と趣旨(2) 指針名称の変更理由を修正しました。
2	11	名称	1	今回、青少年を、子ども・若者にかえたことは評価できると思う。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。
3	12	名称	1	「育成」のことはをとることについて。 子ども、若者、おとなが対等なパートナーという考え方は分かるが、一方で、子ども・若者に対しては、「教え、育て」成長を促していくことは不可欠であると考え。理念をきちんと理解しないと、「対等」の部分だけが一人歩きし、かえって健全な成長の妨げになることも考えられる。 「育成」のことは、引き続き残したほうがよいと考える。	B	1 指針改定の経緯と趣旨(2) 指針名称の変更理由を修正しました。
4	13	名称	1	指針名について。指針名から「育成」が無くなったことで、行政責任が薄まった印象を受ける。「支援」の言葉で本案冒頭の説明にある「教育、生活への支援を受けることを保障する」という意味は汲み取りにくい。	B	1 指針改定の経緯と趣旨(2) 指針名称の変更理由を修正しました。
5	13	副題	1	「ひとつの価値観で、導くように育成することが難しく」なっているため、「社会を構成する主体」として「子ども・若者」をとらえなおすのであれば、副題の「子ども・若者を支援する15の施策の方向」の中に「主体」や「主体的」等の字句を追加すべきと考える。 【例示】 ・子ども・若者が主体性を育み、育まれるための15の施策の方向 ・子ども・若者が社会を構成する主体となるための15の施策の方向 ・子ども・若者が自ら主体となる15の施策の方向	D	「主体」という言葉を副題にすることで、主体が強調されすぎて誤解が生じる恐れがあるため、素案どおりします。
6	17	名称	1	青少年という名称を使用しない場合、現在委嘱している名称との整合が図れないと考えるが、どう位置付けるのか。	E	指針の名称を「青少年」から「子ども・若者」に変更しますが、青少年保護育成条例など、「青少年」という言葉が使われなくなるわけではありません。指針の改定に関しては、具体的な対応はいたしかねます。
7	3	指針の対象	2	30歳～40歳未満の者をポスト青年期と位置付けていますが、ひきこもり支援ついて、40歳以上の割合が多くいる。40歳未満と40歳以上を区切るのではなく、ひきこもりに関して困難を抱えている家族を支援する方向性を一体で示すことが必要。	B	指針の対象年齢については、40歳未満を対象とする国の大綱に合わせてつ、ひきこもり支援に関しては年齢を問わず、既に取り組んでいます。
8	6	経緯と趣旨	2	「新しい生活様式」という言葉が使われるようになったが、何をもち「新しい生活様式」というのか、本当に困っている人にとってはその言葉の存在意味はないのではないかと。	E	コロナの影響で、子ども・若者をとりまく環境も「新しい生活様式」と言われるようにさまざまに変化しており、今の現状を表す言葉として活用しております。
9	7	指針の位置づけ(参考)	2	SDGsを施策の方向性のそれぞれの目標に繋がっているのか示してくれるとわかりやすい。	D	ご意見の趣旨のとおり、SDGsの目標と施策の方向のつながりを明示できればよいのですが、明確に位置づけが示せるものばかりではなく、また様々なSDGsの目標が重なっているため、全体として示すことが最適と考えております。

通番	提案者	施策の方向 施策の展開	意見 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
10	11	対象年齢	2	対象年齢を30歳から40歳にのばしたのもいいことだと思う。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。
11	13	指針の位置づけ	2	指針の位置づけについて 子ども・子育て支援事業計画、障害福祉計画、自殺対策計画、男女共同参画推進計画、高齢者保健福祉計画等、本指針と関連する計画を策定している。これらの計画を踏まえた子ども・若者の支援のための指針とする等すると、より体系的で包括的な性格を打ち出せると思う。因みに東京都は、「子供・若者の育成支援に関わる施策等を集めて一覧化することで、取組の状況を示すとともに、子供・若者支援に係る視点を示して、子供・若者育成支援を効果的に推進」としている。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、関連計画を追加しました。
12	7	子ども・若者をとりまく状況(4)	3	コロナ禍を経験している子ども若者の将来への影響はこれから先も様々な面で継続されると思われるため、そのことに関する記述(できればデータも)がほしい。 また、ヤングケアラーのデータも入れてほしい。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、追記しました。データは全国データ表で対応します。
13	4	I-2	4	・コロナの影響で、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学などの関係施設では対面的な教育ができず、子どもたちの学習環境、スポーツ・文化を体験する活動や遊びの場などが変化し、子どもたちの今後の社会生活における重要な要素が欠けてしまったと思われる。子どもたちの将来をいかに健全で楽しいものにしていくか考えていただきたいと思った。	A	施策の方向2に「コロナ下で変化した社会環境を踏まえ、(中略)遊びや地域活動への参加等を通じ(中略)充実感や生きがいを実感できるよう支援します」と記載しております。
14	4	基本目標	4	自分自身に満足していると感じていない原因は何なのか、ということが、施策の基本目標になっているのか。 ひきこもりについても、自己肯定感の低さが要因なのか、その要因は家庭・学校・地域等様々な要素がある。特に個人情報の観点から近所づきあいという言葉が使われなくなっていると感じている。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、基本目標 I の本文に、「豊かな人間性や社会性、自己肯定感を涵養し」を追記し、記載を修正しました。
15	7	I-1-(1)	4	「家事手伝いをする」との表現があるが、「手伝い」なのか、実際に「家事」をするのは誰なのか、という疑問を感じる。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、「家事手伝いをする」を「家事等の手伝いをする」に修正しました。
16	9	I-2	4	ボランティアの支援や遊びの支援、体験学習等を通じて心の豊かさや生きがいを実感できる取組を推進するとされているが、参加者が少ないなどの理由から予算が削減されないように、県全体で目的を的確にとらえて、事業を実施していただきたい。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組みの参考とします。
17	13	I-1(2)、 基本目標	4	基本目標1が「子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援」となっているが、学習指導要領の一番のテーマが「生きる力」となっている。学習指導要領では、そのための手法として「主体的・対話的で深い学び」を掲げています。1-(2)の「基礎学力」は重要ですが、SDGsの4質の高い教育及び、本指針案5(1)で掲げる「子ども・若者が本来持つ、生きる力を尊重し、主体的に生きることを実現する」ため、学校教育の「主体的・対話的で深い学び」等を組み込めないか。 文部科学省は、「生きる力」は、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」が相まって獲得されるとしている。 ※「確かな学力」…知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの(文部科学省HPより)	B	ご意見の趣旨に関しては、学校教育は、教育委員会等によることですので、当指針には反映しませんが、学習指導要領に基づき、各教育委員会及び各学校において取り組んでおり、引き続き、学校教育の主体的・対話的で深い学びの実施に努めてまいります。
18	13	I-2	4	6施策の方向と施策の展開1-2[施策の方向2]について 子ども・若者が自ら主体的に参加し、様々な刺激や影響を受けるのは、「(1)」ではなく、「(2)遊びの機会や体験学習の支援…」だと思う。については、各号列記は重要な順という原則を鑑み、(1)と(2)の順番を入れ替えることを提案する。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、施策の方向2の(1)と(2)の順を入れ替えました。
19	1	II-7	5	県立特別支援学校では、障害のある子どもたちに対して情報機器が1人1台ではなく、教える教員側の意識も追いついていないように思う。予算をつけるべきではないか。 子どもの頃から情報機器を使う中で使い方を学ぶだけでなく、障害からくる認知面の弱さをカバーするような教育を行わないと、情報機器を使う力が育たないまま、障害のある子どもたちが社会に出ることになると思う。 力がないから使わせない、ではなく、使えるように力を育てていくのが学校の役割だと思う。 障害があるから必要ないということではなく、障がいのある子どもも、認知面の弱さをカバーするような、情報機器を使える力を育てていくなど、学校における教育環境をしっかりと整えてほしい。	C	県立特別支援学校では、一人ひとりの障がいの状態等に応じて、学習、コミュニケーション、社会参加等の有用な支援ツールとなるよう、多様な観点から情報機器を整備し、活用を進めています。また各校においてICT活用に係る教員研修を実施するなど、指導力の向上に取り組んでいます。引き続き、必要な環境整備と教員の指導力向上に努めてまいります。

通番	提案者	施策の方向 施策の展開	意見 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
20	2	Ⅱ-7、11	5	①発達障害やヤングケアラー等の課題に関しては、社会全体が深く理解し、社会全体が表面的なものにとどまらず、自発的な行動を促すための啓発の取組みが重要。 ②若年層の課題について認知度が低い高齢者層なども含めた理解促進に資する取組みも記載するとよいと思う。 ③社会全体が自然に理解することで、当事者が悩みを抱えないようになるのが最良である。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、施策の方向11「特に配慮が必要な子ども・若者の支援」の本文に、社会全体で深く理解するための啓発などの取組みにかかる記述を追記しました。
21	3	指針の対象	5	ひきこもり状態が長期化し、親子が高齢化しているケースが増加しているため、青少年課だけで支援するのではなく、他の福祉関係部署など庁内横断的なチームで対応する方向性を示す必要性を感じる。	A	ご意見の趣旨については、施策を行う上で庁内横断的に対応しており、施策の方向6のリード文に「関係機関やNPO等民間団体との連携・協力を推進して」と記載しております。
22	4	Ⅲ15-(1)	5	貧困が大きな課題となっている。基本的には楽しい家庭が必要。家族が楽しく生活できれば、子ども若者は優しい心が持てるのではないかと。親が子どもをきちっと育てられる環境が大切。	A	ご意見に関しては、施策の方向15(1)で「家庭での子育て・教育の支援」を今回新設しており、「家庭における子育てを支援する」に含んでいます。
23	5	全体	5	適応障がいの子で、不登校等・留年を繰り返しているため、学校(大学)側の合理的配慮がなかなか理解を得られない。様々な関係機関・社会資源を利用しているが、問題解決に向けた前進や本当の意味での本人への支援にはたどりつかず、この先自立していけるのか、8050問題に陥るのではないかと不安。就職に不利な状況が重なっていく。とにかく、困っている人を支援するための実働に繋がる支援としてほしい。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組みの参考とします。
24	5		5	健常者との境界にあるような、外見上はわかりにくい、一部発達障害のような特性をもつ「ボーダー」の人たちが、周囲の理解を得られず「生きづらさ」を抱えていることに目を向け、その家族に対する支援制度、支援機関を充実していくことについては、まだまだ足りないと感じている。欧米のように、進んだ支援の仕組みがあるとよい。	B	ご意見の趣旨にあるように、一部発達障害のような特性のある、生きづらさを抱えている子ども・若者とその家族に対する支援については、支援機関の充実を図るとともに、関係機関が家庭や地域と連携して個別に取り組んでいくことで対応しておりますが、今後さらに充実が図れるよう取り組んでまいります。
25	5	I-4、Ⅱ-5、6	5	関係機関だけでなく、広く一般のひとたちにもその考えが浸透していくことを願う。個別ケースごとに複数の関係機関が連携する仕組みがあればより効果的だと思う。	B	複数の関係機関やNPO等が連携する仕組みの中で、特にひきこもりや困難を抱える子ども・若者に関しては、個別のケースごとに必要な支援が様々であると認識して取り組んでいます。
26	6	Ⅱ-6	5	30~40歳のひきこもりの子を持つ親の年齢は、年金暮らしの方々かもしれない。そういう家族への支援、支援を受けることが保障されるようになるとうい。困っている人が一歩動き出せるようにして行くことが大事だと思う。	B	施策の方向6-(1)に記載の神奈川県ひきこもり地域支援センターにおいて、年齢を問わずひきこもりの支援を行っています。
27	7	基本目標	5	「子ども、若者、大人が対等のパートナーとなり、」とあるが、「対等」という表現に違和感がある。乳幼児など年齢・発達段階によっては守らなければならない存在ともいえるため、「対等」という言葉を使うなら、もう少し丁寧に説明すると良いのでは。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、「対等なパートナーとなり」を「共に支えあう」に修正しました。
28	7	Ⅱ-12	5	子ども・若者が、性、虐待、犯罪の加害者となるケースも現代社会においては少なくないと思います。「加害者にならないための取組」という視点も必要だと思う。(「非行」というレベルではなく「犯罪」「加害者」と明示した方がよいのでは)	A	ご意見の趣旨を踏まえ、施策の方向12 被害防止・保護活動の推進の本文に、「また、子ども・若者が犯罪や暴力等の加害者にならないよう発達段階に配慮した取組みを推進します。」を追記しました。
29	8	I-4(2)	5	中高生から親になるための教育をする。就職して、何歳で結婚・出産するかライフプラン・ロードマップ的なものを意識させる。 ・結婚とはどういうものか、結婚生活では何が大切かを教育する。	A	ご意見の趣旨に関しては、施策の方向4(2)に記載し、取り組んでいます。
30	8	Ⅱ-6	5	ひきこもり支援を強化する。 家族・当事者が気軽に利用できるようにする。	A	ご意見の趣旨に関しては、施策の方向6に記載し、取り組んでいます。
31	10	Ⅱ-10	5	個別の項目ではひとり親家庭、特に母子家庭への対応について記載があれば良いと思った。養育費の支払いが離婚時の約束通りいかないケースが多いと聞く。母子家庭では経済的な部分で養育費が大きな収入源となりえるので、確実に養育費の支払いができる仕組み作りをサポートする体制が必要と考える。このことは、子どもの貧困からの脱出と教育を受ける機会をより多くできるのではないかと。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、施策の方向10「子どもの貧困問題への対応」の本文に、「ひとり親家庭など、」を追記しました。
32	11	Ⅱ-6(1)	5	<施策の方向6> ひきこもり、ニートなどの子ども・若者とその家族等への支援の中に、「親の会」を書き込んでくださっているのも嬉しく思った。	A	今後も親の会の皆様とも連携して、ひきこもり等支援に取り組んでまいります。

通番	提案者	施策の方向 施策の展開	意見 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
33	12	とりまく環境	5	「子ども・若者に関する困難な状況」について。 列挙されている以外にも、さまざまな困難、不安があるのではないかと思う。そうしたことを広く吸い上げるしくみ、機会も設ける工夫が必要と考える。	B	ご意見のご趣旨のとおり、さまざまな困難や不安を広く吸い上げ、適切に支援できる仕組みや取組みを推進してまいります。
34	13	施策の方向7	5	発達障害を、「脳の障害」で何らかの原因で、脳の一部の機能がうまく働かないことによって引き起こされると定義する説があり、これは「遅れ」ではないと考えられる。「発達のおくれのある子ども・若者」ではなく、「発達に特性(もしくは隔たり)のある子ども・若者」等に改められないか。現在の本指針は「発達障害」とされており、本案の方が概念が広いものと思うが、概念規定が不明瞭なため理解されづらいように感じる。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、発達障害の子どもも発達に特性のある子どもも含まれるよう、「障害や発達に遅れのある子ども」を「障がい等のある子ども」に修正しました。
35	13	II 7- (1)	5	子ども・若者とその家族への支援の主たる役割を担うのは、公的相談機関や障害者総合支援法に基づく各種サービスやそれを担う事業者だと考える。については、「家庭・学校・地域が連携し」を、「各関係機関が連携し、子ども・若者の自己決定を支援し、家庭・学校とも連携し、」とし、次の段落は「障がい等の特性に応じた適切な支援を」を「障がい等の程度と特性に応じた効果的で適切な支援を」等に改めることを提案する。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、7(1)の本文を「各関係機関が連携し、子ども・若者の自己決定を支援し、家庭・学校・地域とも連携して、」に修正し、2段落目では、「効果的な支援」は「適切な支援」に含まれるため省略しつつ、ご提案のとおり「障害等の程度と特性」に修正しました。
36	13	II 7- (1)	5	「医療的なケアの有無にかかわらず」とあるが、医療的ケア児への施策は医療と福祉の連携等を含む別枠の課題ではないか。については、冒頭の「医療的なケアの有無にかかわらず、」を削除し、(4)の冒頭を「医療的ケアの必要性や慢性疾患、難病を患っている」に改めることを提案する。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、7(1)の本文から「医療的ケアの有無にかかわらず、」を削除し、7(4)のタイトルを「医療的ケア児及び慢性疾患や難病を患っている子ども・若者等への支援」に修正しました。
37	13	II 7- (3)	5	ここでは、一般就労に結び付けそれが定着することが目的化されているように見えるが、障害者総合支援法では、就労支援を、「就労移行支援」、「就労定着支援」、「就労継続支援(A型・B型)」の大きく3種類のサービスとしている。この中で、就労継続支援(B型)については、非雇用型として利用者は事業所と雇用契約は結ばず給料の代わりに作業に応じた「工賃」が支払うことで、就労移行支援やA型への移行や一般企業への就労に向けた訓練を行うとしている。就労することのみを目的とするのではなく、障がいの程度や特性に応じて、その人の自己決定により、就労を含めた自立に向けて能力が最大限に発揮されるような取り組みとして整理されることを提案する。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、7(3)の本文を見直し、自己決定による就労を含めた自立に向けて能力が最大限発揮されるよう支援することを追記しました。
38	13	II - 7	5	P25の「障がいの権利に関する条約」の表記について この場合は、固有名詞のため「障害者の権利に関する条約」では。	A	ご意見のとおり、障害者の権利に関する条約 に修正しました。
39	14	II - 9	5	『教育機会の確保のため、学校における不登校児童生徒に対する教育の充実や、フリースクール等の民間団体 と連携して支援を行います。』 多様な価値観を持った児童・生徒の個性を活かし、長いひきこもりの道へと追いやることのないように、最初のつまずきの時点で、子どもの心に負担をかけることなく、適切な救援手段が幾つも手厚く用意されていることを願う。	A	ご意見の趣旨のとおり、ひきこもりの長期化を防ぐため、最初のつまずきの時点での子どもの心に負担がかからない支援を行っており、また、施策の方向15(2)「地域全体で子どもをはぐくむ環境づくり・居場所づくり」の本文に「孤立を防ぐための多種多様かつ多重にかかわりをもつ居場所づくりや、子ども・若者をはぐくむ環境づくりを支援する」に修正することで、救援手段がいくつも手厚く用意されることを推進してまいります。
40	15	II - 7 (3)	5	障がいや発達に遅れのある子ども等の支援について 家庭、学校、地域で連携切れ目のない支援 この二つの項目に関して小中高養、それぞれが卒業してしまえば支援が終わってしまう感があり教育委員会の中で連携方法を策定し、御課との連携をどうしていくかを具体的に考えていかないと施策の実現は厳しいと思われる。 このことは施策の方向89においても同じような状況があるのではないかと。 県の中で横の連携がスムーズに行くことを期待する。	C	ご意見の趣旨のとおり、学校を中退または卒業した後の支援のあり方については、県としても課題として認識しているところです。ご意見の趣旨は、今後の取組みの参考とします。
41	16	I - 4 (1)	5	シチズンシップ教育とありますが、言葉の意味が難しいので、注釈をつけて欲しい。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、該当箇所に注釈を追記しました。
42	16	II - 8 (4)	5	大学生少年サポーターとありますが、大学生など歳の近い人が支援や相談に乗ってくれるのは、緊張感少なく、安心するので、良いと思う。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。
43	19	I - 4 (2)	5	結婚に向けた機運の醸成とあるが、必ずしも結婚する人だけを増やすことが良いとは思わない。 多様な性のあり方を政策方向11にあるようなセクシャルマイノリティも視野に入れていくなら、結婚を希望する人への支援だけでなく、結婚によらずともその人の人生観や家族観が尊重される機運も醸成することを盛り込んでどうか。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、セクシャルマイノリティが視野に入るため、施策の方向11(3)「不当な偏見・差別の防止・解消」に「多様な価値観を受容し、互いに認め合える社会づくりを推進します」と追記しました。

通番	提案者	施策の方向 施策の展開	意見 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
44	19	I-4(3)	5	8050や中高年ひきこもり等、氷河期世代を中心に社会的孤立の長期化が課題となっていることがはっきりしている現行では、まさに多様な働き方、生き方を選択するための知識や考え方は不可欠と思われる。しかしそれが「学校において」と限定しては問題の改善には片手落ちではないでしょうか。「学校にこだわらず」、「年齢に囚われず、いつからでも学び直せる社会教育や生涯学習の充実」などをいれてはどうか。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、施策の方向4(3)「キャリア教育の推進と職業能力開発」の本文に記載の「学校において」を削除しました。また、施策の方向4「社会的・経済的な自立の促進」の本文に「生涯学習」を追記し、「社会参画やシチズンシップ教育、ライフキャリア教育、キャリア教育、生涯学習を充実させるとともに」とし、記載を見直しました。
45	19	I-4(3)	5	また中途採用やキャリアアチェンジも支援できるように「発達段階に応じた」に加えて「新卒にこだわらず」「学歴や職歴だけに縛られない」「就労観・職業観」といった言及もよいのではないかと。	B	ご意見の趣旨に関しては、(3)説明文内の「多様な働き方、生き方を選択する」の趣旨に含まれているものと考えております。
46	19	II-5	5	(施策の方向5について) 子ども・若者に関する相談・支援体制について、大綱の基本的な方針(5つの重点課題)において、年齢階層で途切れさせないネットワークの構築やアウトリーチの充実が挙げられている。切れ目のない支援については、本施策(4)でも触れられているが、前文においても「支援を必要とする子ども・若者や家族に対し、効果的な相談・支援が個別的・継続的に切れ目なく行えるよう」等の形で、切れ目なく行うことの重要性を明記されてはどうか。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、施策の方向5「子ども・若者に関する相談・支援体制の充実」の本文に、「切れ目なく」を追記しました。
47	19	II-5	5	(施策の方向5について) また、「アウトリーチのあり方についても検討する」と検討し施策に取り入れていく姿勢を明記されてはどうか。	C	ご意見の趣旨に関しては、今後の取組みの参考とします。
48	19	II-5(3)	5	(3)身近に相談できる環境づくり)に関して、アウトリーチのあり方についても積極的に検討することを明記されてはどうか。また、県内各地で様々な団体・NPOによる地域に根差した既存の取り組みが様々なされていると思うが、「既存の支援を行うことにより環境の充実を図る」ことも明記されてはどうか。	C	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の取組みの参考とします。なお、ご提案の施策の方向ではありませんが、施策の方向6(1)「ひきこもり・ニート等の子ども・若者とその家族等への支援」に「市町村と連携してアウトリーチ支援(訪問支援)を推進」の文言を追記します。
49	19	II-6(1)	5	・ひきこもり支援センターや地域若者サポートステーションがあるが、支援機関としてはまだ足りていない。ひきこもり支援センターが県に1つでは無理がある。 ・孤立から社会につながるまでの移行期を支援するには、集団支援や居場所が不可欠と思うが、サポステでは49歳まで扱っており集団で対応するには年齢幅が大きすぎ、同じ課題でくるには無理がある。 ・「年齢や発達段階などに応じた地域の支援拠点の充実」のような文言も加えてはどうか。 ・また校内居場所カフェのような、学校現場の中を作るサードプレイスのような取り組みも注目されているし、地域の中にも多様なサードプレイスを作るような取り組みとセットで語られることで、不登校やひきこもりといったターゲット支援を超えてユニバーサルな支援ができると思うので、「様々な課題に包括的に取り組む支援」といったことも含み込むことで充実した支援政策を展開できるのではないかと。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組みの参考とします。
50	19	II-11	5	施策の方向11前文について。本施策ではアウトリーチについての検討が明記されていないように見受けられ、具体的な支援のみならず、「訪問支援等も含めたアウトリーチや、これらの子ども・若者が日常的に利用できる居場所についての検討も行う」とし、従来の関係機関や支援機関に当事者が訪れる形以外の支援や子ども・若者の日常の中での支援のあり方についても検討を進めていくことを記してはどうか。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、施策の方向11「特に配慮が必要な子ども・若者の支援」の本文を「アウトリーチ支援」などを追記するとともに、記載を見直しました。
51	19	II-7	5	障害分野では、かなり重い発達障害を抱えた子ども・若者やその保護者の支援がエアポケットになっているように思う。一つは、中高生の子どもの居場所で、障がい児には各地に放課後デイサービスがあるが、主に小学生の子が中心という場所が多く、より力も行動力もありつつ思春期課題も抱える中高生のサポートを主力とした支援機関はニーズに対しては十分とはいえないように思う。	C	放課後等デイサービスは、身近な地域で学齢期の発達段階にあった支援を提供することとされていますが、利用者数の増加や利用者像の変化に十分対応しきれていない状況です。国は次期報酬改定を見据えて、サービス内容の見直しを検討しているため、県としてはその動向を注視していくとともに、事業所の管理者を対象とした指導講習会で中高生に対する支援についても具体的に指導してまいります。
52	19	II-7	5	(続き) 学卒後に就労困難な場合の若者も同様で、いわゆる就労移行支援事業所や就労継続事業所などでもカバーできない場合もある。こういった若者の行き場がなく家族がケアラーとして疲弊しているということもよく聞く。「自立と社会参加に向けた支援の充実」を図るうえで、こういった「まだ十分にケアされていない子ども・若者やその家族も包括できる支援の充実」も打ち出してはどうか。	C	ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。

通番	提案者	施策の方向 施策の展開	意見 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
53	19	Ⅱ-9(1)	5	<p>現行のいじめ対策は「いじめ」という現象だけを取り上げた取り組みが多いように思うが、実際にはいじめの手前にある人間関係そのものが問われるべきだと思う。よく虐待の手前にマルトリートメントという言い方があることと同様と思う。いじめの前に人間関係そのものについて学ぶような機会の充実が必要のように思う。</p> <p>第三者がいじめという現象を犯罪の一種のように説明するのではなく、当事者たる「子ども・若者同士が自ら話し合い、学び合う機会を保障し支援する」という取り組みのあり方そのものへの言及も明記してはどうか。またこういった取り組みは学校現場のみで行われることが適切でないように思う。広く青少年活動の場全般で行われるべきだと思うので、「各学校における取り組み」と限定せず「子ども・若者の活動の場」も加え、(2)にあるような、連携機関にも学校と警察に加えてこういった関係機関・ボランティア等の地域人材もいれてはどうか。</p>	C	<p>ご意見の趣旨については、学校現場では既に取り組みしておりますが、ご意見のような広く青少年活動の場全般で行うこととなると、NPO団体などにご協力いただくことも想定されるため、今後の取り組みの参考とします。</p>
54	19	Ⅱ-10(1)	5	<p>子どもの学習支援は重要だが、その基盤となる生活体験や文化的体験の不等等についても言及されてはどうか。将来の自立について考えたときに、学校・職場における人間関係の中で、生活体験や文化的体験の有無は、大きな影響をもたらす。記載の追加の検討をお願いしたい。</p>	C	<p>ご意見の趣旨については、今後の取り組みの参考とします。</p>
55	19	Ⅱ-10(4)	5	<p>支援現場の中には、継続的に通所が必要な場所は多いと思うが、困窮世帯の方がその全てにアクセスするだけの交通費が保障されているかといえばそうではない。一例だが、生活保護世帯の方が就職活動をするためにハローワークに行く場合は申請すれば交通費の現金給付を受けられると思うが、それが地域若者サポートステーション事業や横浜市のユースプラザ事業では申請しても認められない場合も少なくないように思う。「全ての子ども・若者が貧困を理由に支援機関にアクセスできるようになるための経済的支援」を明記してはどうか。</p>	C	<p>ご意見の趣旨については、今後の取り組みの参考とします。</p> <p>なお、厚生労働省の「広域求職活動費」による支援がございます。地域若者サポートステーションでは、直接来所されなくても電話でのご相談やオンラインによるセミナー受講など交通費を発生させることなく相談することができます。</p>
56	19	Ⅱ-11(1)	5	<p>「(1)ヤングケアラー・ケアリーパーに対する支援」に関して、新規の相談体制の確立と学習支援および就労等への支援について明記がされているが、既存の支援への支援は検討されないのか。</p> <p>これらの子ども・若者は置かれた状況から、なかなか新たな外部機関に繋がりにくいことが想定される。</p> <p>既に様々な関係機関・支援団体が実施している取り組みについても支援をすることで、神奈川県内の実情に応じたモデルができていくのではないかと。</p>	A	<p>施策の方向11「特に配慮が必要な子ども・若者の支援」の本文に、「関係団体とも協力・連携して」を追記しました。</p>
57	20	Ⅱ-6	5	<p>教育機会確保法に基づいて不登校の子どもや保護者への経済的支援を求める。</p> <p>また、フリースクール・フリースペースなど民間の子どもの居場所への経済的支援をしてほしい。</p>	C	<p>ご意見の趣旨については、今後の取り組みの参考とします。</p> <p>なお、平成16年度から、相談事業を行っている等の要件を満たすフリースクール、フリースペースに対して補助金を交付しており、さらに令和4年度には不登校・ひきこもり等支援団体向けに協力金として経済的支援を行いました。</p>
58	4	Ⅲ-15(2)	6	<p>子ども若者が力をつける環境づくりに一体何が欠けているのか、何が必要なのか、居場所とは楽しい環境づくりであって、施設ではないという認識でお願いしたい。</p>	A	<p>ご趣旨を踏まえ、15(2)リード文に「楽しく」を追記し「子どもが安心・安全に楽しく過ごすことができるよう」に、記載を修正しました。</p>
59	7	Ⅲ-14	6	<p>施策の展開においては、「(2)情報モラルやメディアリテラシーに関する教育及びメディア技術を活用した学習の機会づくり」が基盤であり、これが冒頭の(1)に来るのが自然なのではないか。</p>	A	<p>ご意見のとおり、施策の展開(1)と(2)を入れ替え修正しました。</p>
60	8	Ⅲ-14	6	<p>スマホ依存症の防止対策を強化する。</p> <p>スマホ依存症となっている子ども・若者への支援を強化する。</p>	A	<p>ご意見の趣旨に関しては、施策の方向14に記載し、取り組んでいます。</p>
61	12	Ⅲ-15	6	<p>「家庭、学校、地域、事業者、関係団体等すべての県民が責任を自覚」「子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり」について。</p> <p>こうした視点は重要であると思うが、日頃の大人の行動を振り返ってみると、なかなかそうしたことを意識することはない。おとなの側への意識づけについて、効果的な施策が必要ではないか。</p>	A	<p>施策の方向15「子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり」の本文に、「大人が責任をもち、大人自身の規範意識の向上」を追記しました。</p>
62	13	Ⅲ-15(2)	6	<p>NPOの活動は「地域」に留まらず、広く社会へのムーブメントに発展する場合がある。</p> <p>また、SNS等の地域を超えたコミュニティが子ども・若者に与える影響が大きくなっている。については、「地域全体」ではなく、「社会・地域全体」としてはどうか。県レベルであれば、個々人が生活する地域の概念を超えており、「社会」への影響力を持っているものと思う。</p>	B	<p>ご趣旨のとおり、NPOの活動は地域の留まらず広域に活動するなど社会への影響があると認識しており、しかしながら「社会」という言葉の幅広い概念があることから、ご意見の趣旨を含んだ「地域全体」としてはいます。</p>
63	16	Ⅲ-13	6	<p>青少年の説明に、(既婚者を除く)とありますが、括弧は不必要だと思う。</p> <p>⇒女性の結婚年齢が16歳から18歳に引き上がったため、(既婚者を除く)は不要</p>	A	<p>ご意見の趣旨のとおり、修正しました。</p>
64	16	Ⅲ-14(2)	6	<p>男女共同参画の視点から見たメディアリテラシー とあるが、よくわからないので、具体的に書いてほしい。</p>	A	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、該当箇所に注釈を追記しました。</p>

通番	提案者	施策の方向 施策の展開	意見 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
65	19	Ⅱ-14(1, 2) Ⅱ-11(3)	6	性的マイノリティへの偏見や差別をなくすことの一つとして、各種制度利用時や登録時に性別記入を求められる場合に男女2択しかないことが障壁となる場合があるように思う。まずは公共性の高い機関から順次、この慣例への配慮ある修正を進めていくことが重要なように思う。鑑みるに人権教育・啓発という時に、それはまず「既存の社会・大人へのもの」であるべきなのだと思う。この点を明記することは重要なことのように思う。	A	性別記入等の個別事案については、反映しませんが、ご意見の趣旨については、施策の方向11(3) 不当な偏見・差別の防止・解消で「多様な価値観を受容し、互いに認め合える社会づくりを推進します」に含まれています。また、庁内においては性別欄削除についての配慮を周知しています。
66	19	Ⅲ-15(2) (34ページ)	6	昨今ではネット空間も発達し、ウェブ3.0、拡張現実やメタバースなど、より現実と遜色ない、あるいは現実と対になるような、“もう一つの現実”として発展してきている感もあるように思う。このいわばネット世界に対して、モラルやリテラシーなど個々の能力の向上にのみを主眼とするには限界があるように思う。もう一歩踏み込んで、ネット空間での安心・安全な居場所領域の創出や、信頼ある関係性といった相互補完的な関係の場作りといったテーマにも踏み込んでいく必要があるのではないかとと思う。	C	ご意見の趣旨については、今後の取組みの参考とします。
67	19	Ⅲ-13(4)	6	現行の施策の方向13(4)では、「NPO等による取組みを支援するなど、青少年が安心して様々な人と交流できる居場所づくりを推進する。また、青少年が安心・安全に過ごすことができるよう、地域の見守りや居場所づくりを推進する。」と記載があるが、今回の素案ではその文言が削除されている。 今回のかながわ子ども・若者支援指針においても、現行の記載を維持し、県内各地での取り組みをより一層推進していくことが必要ではないか。	A	「NPO等による取組みを支援するなど、青少年が安心して様々な人と交流できる居場所づくりを推進する。また、青少年が安心・安全に過ごすことができるよう、地域の見守りや居場所づくりを推進する。」については、削除せず、施策の方向15(2)に移動して記載しております。
68	19	全般	6	地域の教育力向上や子ども・若者を支援する人材の育成という時に、従来のような防犯、防災講座といった、各論的な対策講座にとどまらず、欧州にみられるような社会教育(ソーシャル・ペダゴジー)などを盛り込んで、より総論的に体系的に学べる体制構築があってもいいのではないかとと思う。	C	ご意見の趣旨については、今後の取組みの参考とします。
69	19	全般	7	国の新たなこども施策でも大きな柱となっている、子ども・若者の意見表明や、子どもの視点・子育て当事者の視点に立った政策立案について、十分な記載が全体を通じてなされていないように感じた。もう一度、子どもの権利に基づいた、子ども・若者の意見表明、政策立案への参加機会について、記載を検討されてはどうか。	A	5(1)目標とする社会及び、7(1)推進体制に 子ども・若者の意見を聞くこと等について記載しました。
70	6	全体	8	様々な施策の方向性の中に、具体的な窓口を入れてほしい。 困ったときにどこにだれに相談したらよいか明確示さないと指針が生かされないのでは。 人的配置も欠かせないと思う。	B	子ども・若者に関する支援機関については、相談カードを小学校い配布し、また、青少年白書(概要版)でも紹介しておりますが、引き続き広報してまいります。
71	6	全体	8	「育成・支援」を「支援」に変更とあるが、教育、生活への支援を受けることを保障していくことが重要なのもっともだが、その支援をする側の負担について、県としてどのような支援をしていくのか明確にしてほしい。	A	支援する側への支援については、6(2)、7(2)、10(5)などで記載しております。
72	9	全体	8	課題認識の上でのこの計画という理解が重要。できるだけ直営で県がかかわってほしい。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組みの参考とします。
73	14	全体	8	『子ども・若者の人権を尊重し、その最善の利益を第一に考え、教育、生活への支援などを受けることを保障していくことが重要』で『ひとつの価値観で、導くように育成することは難しくなっています』と記載されていて、これこそ尤もなことだと思う。 そして、人権を尊重し、多様な価値観で導くことが難しいのが、画一的になりがちな学校教育における課題であると思う。	B	学校においては、教職員が、児童・生徒一人ひとりを大切に、かけがえのない個人として接することが重要です。このため、教職員は人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権感覚を磨くことが求められます。こうした認識の下、人権教育の推進に引き続き取り組んでまいります。
74	18	全体	8	行政が、子どもや若者の意見を積極的に聞いて、これから様々な計画を作って欲しい。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組みの参考とします。
75	4	指針の位置づけ	9	大変わかりやすく説明されている。	A	今後も指針に基づき取り組んでまいります
76	4	指針の対象	9	大変わかりやすく説明されている。	A	今後も指針に基づき取り組んでまいります
77	4	施策の方向と 施策の展開	9	きめ細かく施策が展開されていると感じた。この施策には人がどのように動くかが重要になってくると感じた。心をつかむことができるかどうか、形だけでは心が動かないのでよろしくお願したい。	A	今後も、ご意見の趣旨を踏まえ、取り組んでまいります。
78	10	全体	9	全体的に問題点を把握しており、まとまっている。ただ、今回の指針でどれに力を注いでいるのかわかりやすく表現した方が良かったと思う。	A	ご意見の趣旨に関しては、基本目標に記載することで表現しています。

通番	提案者	施策の方向 施策の展開	意見 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
79	14	教育全般	9	青少年育成・支援に係る機関として最も関係深いのは学校ですが、それについて「かながわ子ども・若者支援指針」の中で深く触れられない、独立した教育委員会の制度とは、果たして子ども・若者にとって正しく機能しているのだろうかと思つた。学校が開かれた組織となることを阻害しているのではないのか。	E	ご意見のとおり、子ども・若者と学校は深く関係しており、学校と地域等との連携は必要不可欠なものと考えています。今後も地域等に開かれた学校であるよう、教育に取り組んでまいります。
80	14	教育基本法 学校教育法	9	県の指針への意見でお伝えしても仕方がないことだが、終戦直後にできた教育基本法・学校教育法が、先生(組織)に従順で、考えない国民を作ることを目論んで制定されたのであれば成果を發揮しているのではないかと思つた。	E	教育基本法及び学校教育法に関する意見であるため、県としての具体的な対応はいたしかねます。
81	20	その他	9	全ての子ども(不登校の子どもを含む)が健康診断を受けることができる仕組みを作してほしい。	B	不登校の子ども等の健康診断については、可能な限り、別日や近隣校、委託医療機関施設等で受検できるよう調整、対応しています。

意見 区分	
1	6
2	5
3	1
4	6
5	39
6	11
7	1
8	5
9	7
合計	81

反映 区分	
A	45
B	13
C	17
D	2
E	4
合計	81